

平成13年(ネ)第3260号

一審原告 朴 ■一ほか79名

一審被告 国


準備書面 (4)

平成14年11月21日

大阪高等裁判所第3民事部 御中

一審被告指定代理人

小 尾

仁 

藤 谷 俊

之 

千 葉 俊

之 


中 野 渡











守 

福 田 篤

史 

近 野

浩 

下	野	恭	裕 
天	野	智	子 
坂	井	盛	男 
樋	上	浩	司 
松	田		誠 
今	村		武 
齋	藤	恭	一 
岩	井	一	郎 
神	村	茂	丸 
豊	田	真 由	子 

第1	はじめに	1
第2	サン・フランシスコ平和条約14条(b)について	2
1	サン・フランシスコ平和条約の基本的内容	2
2	サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈について	4
3	サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈	7
(1)	連合国の請求権に対する効力	7
(2)	連合国民の請求権に対する効力	7
4	国会答弁について	8
第3	日韓協定2条について	8
第4	一審原告らの主張に対する反論	10
1	締結当事者の意思解釈に反するとの一審原告らの主張について	10
2	文理解釈に反するとの一審原告らの主張について	12
3	その他の一審原告らの主張について	12

一審被告は、一審原告らの平成14年9月9日付け準備書面（以下「一審原告ら準備書面(4)」という。）記載の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

略語例は、本書面で特に断るほかは、従前の例による。

第1 はじめに

1 一審被告は、平成13年10月23日付け準備書面(1)（以下「一審被告準備書面(1)」という。）において、予備的主張として、「被控訴人らが控訴人に対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を有するとしても、控訴人は、日韓協定2条1及び3により、被控訴人らの請求に応じる法的義務はない。」と主張した（同準備書面45ないし52ページ）。

これに対し、一審原告らは、一審原告ら準備書面(4)において、一審被告の主張を以下のように整理した（同準備書面2, 3ページ）。

- ① 日韓協定2条3項が「財産、権利及び利益」に対する措置及びその他の「請求権」について、「いかなる主張もできず」、「完全かつ最終的に解決した」と規定している意味は、韓国及びその国民がどのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務がないということである。
- ② 日韓協定2条は規定内容が明確であり、条約締結国が国内において直接適用を認める意思を有しているので、その内容を具体化する国内法を待つまでもなく、日本の裁判所において直接適用可能である。
- ③ したがって、韓国国民の「財産、権利及び利益」は日本の国内法（措置法）によって消滅させられ、「請求権」は日韓協定の直接適用により消滅した。
- ④ 本件一審原告の有する債務不履行に基づく損害賠償請求権は日韓協定2条にいう「請求権」に該当する。したがって国は一審原告らの請求に応じる義務はない。

その上で、一審原告らは、かかる一審被告の主張は、協定締結当事者の意思

に反し、文理解釈としても破綻している旨主張する（同準備書面3ないし5ページ）。

- 2 しかし、一審原告らの上記整理のうち、③は一審被告の主張を正解していない。すなわち、一審原告らは、一審被告の主張を「請求権」について日韓協定2条3により消滅したと主張しているものと理解し、それを前提に反論しているが、一審被告の主張は、韓国国民の「請求権」について、日韓協定2条3により、国内法的に消滅するものではないが、その「請求権」を韓国国民がどのように法的に構成しようとも、日本国及びその国民はこれに応ずる法的義務がないと主張したものである。したがって、かかる不正確な理解を前提としてなされた一審原告らの主張は失当である。

我が国は、敗戦後、連合国の占領を経て、昭和26年9月8日に署名し、同27年4月28日に発効した「日本国との平和条約」（以下「サン・フランシスコ平和条約」という。）によって、独立を回復したわけであるが、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約その他二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところであり、個人の請求権問題を含めて、これら条約等の当事国との間では法的には解決済みである。

そして、それぞれの条約には、日韓協定2条と同様にいわゆる請求権放棄条項が規定されているので、その意義について、日本政府の見解を明らかにする。

第2 サン・フランシスコ平和条約14条(b)について

1 サン・フランシスコ平和条約の基本的内容

サン・フランシスコ平和条約は、第二次世界大戦の連合国と我が国の間の戦争状態を終了させ、連合国最高司令官の制限の下に置かれた我が国の主権を完全に回復するとともに、戦争状態の存在の結果として未決の問題であった領域、政治、経済並びに請求権及び財産などの問題を最終的に解決するために締結さ

れたものである（前文，1条。サン・フランシスコ平和条約が和解と信頼の講和であったことにつき，横田喜三郎・平和條約の特色（平和條約の綜合研究上巻37ページ以下）参照・証乙第56号）。

このうち，請求権及び財産に関する条項（第5章）において，戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して，日本国が連合国内に賠償を支払うべきことが承認されたが，同時に，すべての損害及び苦痛に対して完全な賠償を行いかつ同時に他の債務を履行させるためには，日本の資源は充分ではないことが承認された（14条(a)柱書）。このため，我が国は，自国が戦争中に生じさせたすべての損害及び苦痛に正確に対応する完全な賠償を行うことまでは求められず，以下に述べる義務等を履行することを求められた。

- ① 日本国は，その領域が日本国軍隊によって占領され，かつ，日本国によって損害を与えられた連合国内のうち，希望する国との間で，生産，沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を提供すること（いわゆる役務賠償）によって，与えた損害を当該連合国内に補償することに資するために，すみやかに交渉を開始しなければならない（14条(a)1）。
- ② 日本国は，外交及び領事財産等，一定の例外を除き，各連合国内がその管轄下に有する日本国及び日本国民等の財産，権利及び利益等を差し押さえ，留置し，清算し，その他何らかの方法で処分することを認めなければならない（14条(a)2）。
- ③ 日本国は，日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国内軍隊の構成員に償いをする願望の表現として，中立国又は連合国内と戦争状態にあった国内にある日本国及びその国民の資産又はこれと等価のものを赤十字国際委員会に引き渡さなければならない（16条）。

我が国は，これらの規定に従って，連合国内に対して，多額の支払を行い，平和条約上の義務を履行すると引換えに，平和条約14条(b)は，「連合国内は，連合国内のすべての賠償請求権，戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行

動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」と規定した。

また、連合国及びその国民に対する日本国及び日本国民の賠償請求権についても、同条約19条(a)によって、「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄」した。

2 サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈について

この14条(b)の請求権の放棄の意味解釈について、サン・フランシスコ平和会議において、オランダ代表团から、以下のとおりの問題が提起された（西村熊雄・日本外交史27サンフランシスコ平和条約301ないし303ページ・乙第57号証）。

(1) すなわち、オランダ代表团は、サン・フランシスコ平和会議の事務レベルの交渉において、米国のダレス代表を通じて、日本代表に、①平和条約14条(b)による連合国の「戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた」連合国民の請求権の放棄は国民の私権を消滅させるもの、すなわち、私権没収の効果を持つものではなく、オランダ国民は日本法廷に日本政府又は日本国民を訴追できるが、オランダ政府は条約上これを支持する根拠を持たないとの意味である、という解釈に同意を求め、また、②戦争中、オランダ領東インドで日本軍に抑留された一般文民に対する補償問題について、オランダ政府は内政上の理由から、条約論としてでなく人道論として、好意的に考慮することを書面で明らかにすることを要望した。

(2) これに対し、我が国側としては、①の問題について、法的に承服できない旨反論し、平和条約14条(b)は、国民の私権を消滅させるもの、すなわち、私権没収の効果を持つものではなく、ただ条約の結果国民は請求権を日本政府又は日本国民に対して追求してくることはできなくなることにとどまる旨の解釈をとり、それを書簡で確認する用意がある旨をダレス代表に伝えた。

ダレス代表は、我が国側の主張を聞いて、「救済なき権利か。よくあることだ。」と言いながらノートをドラフトしたとされる。

その後、オランダ代表が、我が国の書簡案に同意しないことが明らかとなり、ダレス代表とオランダ代表部との間の交渉が行われた。その結果、1951年（昭和26年）9月5日となり、当初オランダ側が希望した書簡のやりとりを取りやめ、オランダ代表が議場で、一般陳述の中でその希望を述べ、これに対し、我が国は、その考え、すなわち、①の問題については、我が国の主張どおり、権利はあれど救済はないという見解を表明し、②の問題については考慮する言質を与えずただ要望の存在は認めることを書面で先方に返事するという方式で解決することに落ち着いた（西村・前掲書302、303ページ・乙第57号証）。

- (3) そこで、オランダ代表であるスティッカー外務大臣は、同月6日午後の第5回全体会議の一般陳述において、前記オランダの希望を述べ（西村・前掲書261、262ページ・乙第57号証）、同月7日、同外務大臣は、首席全権の吉田に対し、次のような書簡を送った。

「本大臣は、昨日本大臣が平和会議の議長及び各国代表に対して行った演説の次の如き一節に対し、閣下の注意を喚起したいと考えます。

連合国が放棄することに同意している第14条b項の『連合国及びその国民の請求権』の解釈について、若干の疑問が生じました。わが政府の見解としては、第14条b項は、正確なる解釈上、各連合国政府が自国民の私的請求権を剥奪することを包含しておらず、従って本条約発効後、この種請求権が消滅することにならないものと考えます。本問題は、わが政府を始め若干の政府は、自国民の私有財産の没収又は収用に関する憲法上及び他の法律上の一定の制約下にあるため、重要であります。又日本国政府が、良心ないし良識ある便宜手段の問題として、自発的に自らの方法で処置することを望むと思われる、連合国民のあるタイプの私的請求権があります。私は閣下が本

問題に関し、本会議終了前に、その見解を述べられれば幸甚の至りと考えます。」(乙第58号証)

これに対し、首席全権の吉田は、同月8日付けで、ステッカー外務大臣に対して、次のような書簡を送って、平和条約14条(b)に関する我が国の解釈を明らかにした。

「右閣下の書簡に述べられた問題に関し、本大臣は次のとおり申し述べる
光栄を有します。

オランダ国政府の指摘された憲法上の法的制約については、日本国政府は、オランダ国政府が本条約の署名によつて自国民の私的請求権を剥奪し、その結果本条約発効後は、かかる請求権はも早存在しなくなるものとは考えません。しかしながら、日本国政府は、本条約の下において連合国民は、かかる請求権につき満足を得ることはできないであろうということ、しかしオランダ国政府が示唆する如く、日本国政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が存在することを、ここに指摘します。」(乙第59号証)

このような理解を前提に、連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権は、平和条約により、完全かつ最終的に解決された。

- (4) 米国ダレス代表は、平和条約の賠償問題について、「合衆国は、日本がいつの日か経済状態を改善し、賠償を支払えるようになるかもしれないという可能性を十分に認識していた。それにもかかわらず、合衆国及び連合国は、1951年に、連合国の政府及び国民のすべての請求権が平和条約で完全に且つ最終的に解決されることが全面的で永続的な平和には必要であると決定した。」と述べている(乙第60号証・邦訳18ページ)。

この平和条約によって、連合国最高司令官の制限の下に置かれていた我が国の主権は回復し、その基盤に立って、我が国はその後の政治的及び経済的發展を果たすことができたのである。

3 サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈

連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権は、平和条約により、完全かつ最終的に解決されたものであるが、その法的効果の内容は次のとおりである。

(1) 連合国の請求権に対する効力

連合国が日本国及び日本国民に有していた請求権は、同条項によって放棄された。この請求権には、戦時国際法違反等による国際法上の請求権のみならず、各国国内法に基づく債権も含まれていた（平和条約4条(a)参照）。

(2) 連合国国民の請求権に対する効力

平和条約14条(b)の文言上、連合国国民の請求権（債権を含む。）も連合国によって「放棄」された。その法的意義は次のとおりである。

ア まず、戦時国際法に基づくクレームについてみれば、連合国国民が日本国の戦時国際法違反により損害を被ったとしても、国際法上、個人には法主体性が認められないのが原則であり、戦時国際法には例外的にこれを認める規定はないのであるから、連合国国民は、戦時国際法違反を理由として、日本国に対して、もともと国際法上の請求を行うことはできない。

イ 次に、各国国内法に基づく請求権ないし債権についてみれば、連合国国民が各国国内法上日本国又は日本国民に対して有する請求権の平和条約による「放棄」がどのような意義を有するかは同条約の国内法的効力の問題であるが、我が国においては、平和条約の同条項によって、これらの請求権ないし債権に基づく請求に必ず法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。

すなわち、平和条約が各国国内法に基づく債権を含む請求権（同条約4条(a)）及び財産の問題を最終的に解決するために締結されたものであることからすれば（前記1）、上記請求権ないし債権について何らの処理をしなかったものと考えすることはできない。

そして、前記のオランダ代表と日本代表との交渉経過を見ると、我が国はオランダ政府に、条約の結果国民は請求権を日本政府又は日本国民に対して追求してくることはできなくなるとの解釈を提示し（前記2(2)）、これに対するオランダ代表の意見を踏まえ、最終的には、「日本国政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権」が残るとしても、平和条約の効果として「かかる請求権につき満足を得ることはできない」との解釈（前記2(3)）で決着し、平和条約締結の中心的人物であるダレス米国代表も「救済なき権利」として問題を整理していたのである（前記2(2)）。

このような条約締結当時の経過からすれば、平和条約14条(b)にいう「請求権の放棄」とは、日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものとして、これを拒絶することができる旨が定められたものである。

4 国会答弁について

上記政府見解は、昭和31年4月10日の参議院外務委員会における下田武三条約局長の答弁（乙第61号証）及び平成13年3月22日の参議院外交防衛委員会における海老原紳条約局長の答弁（乙第62号証）により明らかである。

第3 日韓協定2条について

1 日韓協定2条における日本政府の見解も上記と同様である。

この点については、一審被告の平成14年7月25日付け準備書面(2)12ページ以下で述べたとおりである。

すなわち、日韓協定署名時の国会における日本国政府の答弁をみると、昭和40年11月5日開催の第50回国会衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」において、日本国民の在韓財産と日韓協定2

条との関係につき、椎名悦三郎外務大臣は、「個人の請求権を放棄したという表現は私は適切ではないと思います。高辻法制局長官が言ったように、政府がこれを一たん握って、そしてそれを放棄した、こういうのではないのであります。あくまでも政府が在韓請求権というものに対して外交保護権を放棄した、その結果、個人の請求権というものを主張しても向こうが取り上げない、その取り上げないという状態をいかんともできない、結論において救済することができない」と答弁し、また、高辻正巳政府委員は、「先ほども申しあげましたように、日本の在外財産、これはどこにあっても同じでございますが、その日本国の財産の運命と申しますか、その法的地位が当該財産の所在する外国の法制によって運命が決するということは、これは一般理論として言うまでもないところだと思います」と答弁している（第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第10号18ページ・乙第37号証）。

この答弁は、日韓協定自体によって、日本国民の財産、権利及び利益が国内法的に消滅するわけではないが、国際法上の概念である外交保護権の観点から言えば、日韓協定の結果、日本国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、韓国がこれを如何に処分しようとも、したがって、日本国民の請求権が韓国において救済されなくとも、日本国として、韓国に対し、異議を唱えることができない、すなわち韓国及びその国民は日本国民の請求に応じる法的義務がないということを述べたものである。

2 日韓協定2条は、日韓両国及びその国民相互の財産、権利及び利益並びに請求権の問題を完全かつ最終的に解決するものであるから、上記答弁は、韓国国民の日本国及びその国民に対する財産、権利及び利益並びに請求権問題についても妥当するのであり、韓国国民の請求権が日本国内で救済されなくとも、韓国として、日本国に対し、異議を唱えることができないこととなった。

そして、一審原告らの指摘する平成3年8月27日の柳井俊二外務省条約局

長の第121回国会の参議院予算委員会における答弁は、「いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」(第121回国会・参議院予算委員会会議録第3号10ページ、乙第38号証) というものであるが、この答弁も、前記昭和40年11月5日開催の衆議院「日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会」における椎名外務大臣及び高辻法制局長官の答弁と同様であって、日韓間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題が最終かつ完全に解決したことを国際法上の概念である外交保護権の観点から説明したものである。すなわち、日韓両国が外交保護権を放棄した結果、両国国民が個人の財産、権利及び利益並びに請求権を主張しても、自国として相手国に対して取り上げないことになったという同協定の国際法上の効果について説明したものである。

同時に日韓協定2条は、両国及び両国民の財産、権利及び利益並びに請求権について、「いかなる主張もすることができないもの」として、これらに関する問題が「完全かつ最終的に解決されたことになる」としているところ、これによって、韓国国民がどのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及び日本国民は、これに応じる法的義務はなく、その結果、韓国国民の請求権は、救済されないものとなったのである。

第4 一番原告らの主張に対する反論

1 締結当事者の意思解釈に反するとの一番原告らの主張について

(1) 一審原告らは、「時の法令」別冊「日韓条約と国内法の解説」(甲C第10号証)に掲載された日韓交渉の当事者であった外務事務官の谷田正躬氏の記述を引用して、日韓協定2条は、日本国民の実体的権利を消滅させるものではなく、外交保護権の行使を放棄したにすぎないと考えていたのであるから、「請求権」は日韓協定により消滅したとの一審被告の主張は、かかる日韓交渉当事者の意思に反する旨主張する(一審原告ら準備書面(4)3, 4ページ)。

しかし、前記のとおり、一審被告の主張は、日韓協定2条により、日本国民の請求権を国内法的に消滅させたわけではなく、その請求権に基づく請求に応じる法的義務がないと主張しているものであって、一審原告らの主張は一審被告の主張を正解していないものであり、失当である。

(2) また、一審原告らは、日韓協定により、「存在が明確でない「請求権」については、外交保護権を放棄してとりえあらず国家間の関係についてのみ解決することにしたのである。」(同準備書面4ページ)と主張する。

しかし、一審原告らの主張が、日韓協定2条3によっても、韓国国民の日本国及びその国民に対する請求権問題は解決されておらず、日本国及びその国民が韓国国民の「請求権」に基づく請求に応じる法的義務があると考えているのであれば、日韓協定2条1に規定する「完全かつ最終的な解決」とはならないこととなり、その主張は失当である。

すなわち、前記のように、日韓協定2条の「請求権」については、日韓協定2条3において、一律に「いかなる主張もすることができないものとする」とされており、同協定2条1において、「請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたこととなる。」となったのであるから、日韓両国及びその国民の「請求権」について、いかなる主張もすることができないこととなった。ここに「完全かつ最終的に解決」したとは、韓国及びその国民が、どのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及び

その国民はこれに応じる法的義務はないということである。

2 文理解釈に反するとの一審原告らの主張について

一審原告らは、一審被告の主張を韓国国民の実体的権利の消滅を意味するものであると理解し、「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」との文言が実体的権利の消滅を意味するとすれば、「財産、権利及び利益」は協定と国内法（措置法）に二度消滅させられることになる。」とし、文理解釈として破綻している旨主張する（一審原告ら準備書面(4)5 ページ）。

しかし、これも、一審被告の主張を正解せずになされた批判であって、その主張は失当である。

3 その他の一審原告らの主張について

(1) 一審原告らは、一審被告の主張が、①広島高裁平成10年（ネ）第278号における一審被告の準備書面（甲C第12号証）記載の主張、②日ソ共同宣言第6項についての平成3年3月26日の参議院内閣委員会での政府委員の答弁、③日韓協定についての平成4年2月26日の衆議院外務委員会及び同年3月9日の衆議院予算委員会での各政府委員の答弁と矛盾する旨を主張する（一審原告ら準備書面(4)5ないし9ページ）。

しかし、かかる一審原告らの主張は、一審被告の主張が、日韓協定2条によって韓国国民の日本国及びその国民に対する請求権が実体法的に消滅したものと主張しているものと理解して、それを前提として反論しているものであって、失当であることは明らかである。

一審原告らが指摘する上記主張ないし答弁も、すべて、国際法上の外交保護権の観点から、日韓協定2条1にいう「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなる」ことを説明したものにすぎないのである。

すなわち、上記日韓協定2条1とともに日韓協定2条3は、「2の規定に

従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」と規定している。そして、これらの規定により、「財産、権利及び利益」に対する措置及びその他の「請求権」について、いかなる主張もすることができず、完全かつ最終的に解決されたという意味は、「財産、権利及び利益」に対する措置及びその他の「請求権」につき、韓国及びその国民が、日本国及びその国民に対してどのような請求をしようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務がないということである。

- (2) なお、一審原告らは、日韓協定2条の解釈に関し、一審被告準備書面(1)の主張と、前記広島高裁平成10年(ネ)第278号における一審被告の準備書面(甲C第12号証)の主張とに齟齬があると考え、「訴訟ごとに条約の趣旨について異なった主張をすることなど許されるべきではない」(一審原告ら準備書面(4)5ないし7ページ)と主張する。

しかし、以下に述べるように、一審原告らの主張は、一審被告の見解を正解しないで論難するものにすぎない。

ア まず、広島高裁平成10年(ネ)第278号で問題とされたものは、道義国家たるべき義務違反による損害賠償請求権、損失補償請求権、挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償請求権であった(甲C第12号証18, 19ページ)。

同事件の原告らが主張する権利なるものは、我が国の国内法上、法律上の根拠がなく実体的権利とはいえないものであるから、日韓協定2条の「財産、権利及び利益」に該当せず、「請求権」に該当するものである。

甲C第12号証においては、同事件の原告らが主張する上記のような損

害賠償請求権なるものは、実体的権利とはいえないものであって、国際法上はクレームとして扱われ、かかるクレームは、「国際法上は個人が直接加害国に請求できる権利ではなく、あくまでも国家のみが請求できるにすぎないもの」であると主張したものである。

イ 本件で問題となっている安全運送義務違反に基づく損害賠償請求権なるものも、一審被告準備書面(1)9ないし45ページで詳述したように、本来法律上の根拠のないものであって、「財産、権利及び利益」に該当せず、「請求権」に該当するものである。

本件では、この「請求権」についても、日韓協定2条1及び3により、いかなる主張もできず、完全かつ最終的に解決されたとされたのであるから、韓国及びその国民が、その「請求権」に基づき、日本国及びその国民にどのような請求をしようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務はないことを明らかにし、かかる請求は裁判所においても認容されるべきものではないことを主張したにすぎない。

ウ 以上から明らかなように、いずれの訴訟においても、一審被告は、このような「請求権」に基づいて請求されても、我が国はこれに応じる法的義務がなく、請求は認容されるべきではない旨主張しているのである。

このことは、甲C第12号証では、「韓国国民が我が国に対して請求するものが、日韓協定上の「財産、権利及び利益」に該当する場合には、措置法によって消滅しており、また、同協定上の「請求権」に該当する場合には、・・・韓国国民がこれを請求しても我が国はこれを認める法的義務はない」（甲C第12号証17、18ページ）と述べた上で、「日韓協定は、韓国国民が我が国に対して主張するものが、「財産、権利及び利益」と「請求権」のいずれに該当しようとも、我が国の裁判所において、その請求が認容されることはないという意味で同一であり、その点で、まさに日韓協定及び措置法によって、最終的に解決済みの問題といえるのである」

(同18ページ)と主張しているところである。

また、本件でも、一審被告準備書面(1)において、「「財産、権利及び利益」に対する措置及びその他の「請求権」について、いかなる主張もすることはできず、完全かつ最終的に解決したとは、韓国及びその国民が、どのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務はないという意味である。」(同準備書面49ページ)と述べ、「かかる「請求権」に基づく請求をしても、我が国はこれに応じる法的義務はないのであり、・・・被控訴人らの請求は認容されるべきではない。」(同準備書面52ページ)と主張しているところである。

以上のとおり、甲C第12号証における一審被告の主張と本件における一審被告の主張に齟齬はない。